

横浜市中小企業振興基本条例に基づく 令和4年度の実績について

1 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 令和4年度の実績増大に向けた取組

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来より市内事業者への優先発注を基本方針とし、発注を進めてきました。

令和4年度の選挙管理委員会事務局における契約実績は、物品契約が55件、金額5,304千円、委託契約が22件、金額32,938千円となっております。

このうち、市内中小企業契約実績は、物品契約は、件数で52件（構成比率94.5%）、金額で5,007千円（構成比率94.4%）、委託契約は、件数で22件（構成比率100%）、金額で32,938千円（構成比率100%）となっております。

(2) 今後の実績増大に向けた取組の方向性

市内中小企業者への発注の可否の確認をさらに徹底し、その優先発注に努めます。

市内中小企業者への発注状況（選挙管理委員会事務局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
令和4年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	52	94.5	1.1	5,007	94.4	3.4	55	5,304	12	4,810
	委託	22	100.0	0.0	32,938	100.0	0.0	22	32,938	37	579,169
	合計	74	96.1	0.9	37,945	99.2	▲0.1	77	38,242	49	583,979
令和3年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	88	93.6	▲6.4	5,059	91.0	▲9.0	94	5,558	27	32,674
	委託	31	100.0	0.0	61,716	100.0	0.0	31	61,716	73	589,254
	合計	119	95.2	▲4.8	66,775	99.3	▲0.7	125	67,274	100	621,928

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっております。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
令和4年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	49	89.1	▲6.2	51,335	83.8	▲7.7	55	61,245	1	2,830
	委託	1	50.0	▲50.0	12,100	53.4	▲46.6	2	22,660	4	7,474
	合計	50	87.7	▲7.8	63,435	75.6	▲16.9	57	83,905	5	10,304
令和3年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	61	95.3	16.7	57,185	91.5	72.5	64	62,500	6	59,777
	委託	2	100.0	100.0	8,712	100.0	100.0	2	8,712	4	8,028
	合計	63	95.5	16.9	65,897	92.5	73.5	66	71,212	10	67,805

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。